平成３０年５月１０日

各　　位

セ　キ　株　式　会　社
代表取締役社長　関　宏孝
（ＪＡＳＤＡＱ・コード　７８５７）
問合せ先
役職・氏名　取締役 経営管理本部長
松友孝之
ＴＥＬ　０８９－９４５－０１１１

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本年５月１０日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について本年６月１４日開催予定の第６９期定時株主総会に諮ることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

会社法の改正や社会情勢の変化などを踏まえ、本年６月１４日開催予定の第６９期定時株主総会において社外取締役を選任いたします。今後、コーポレートガバナンスの更なる強化ならびに経営の透明性向上を図るため、第１６条に定めております取締役の員数を２名増員し、現在の１０名以内から１２名以内へ変更するものであります。

さらに、株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、第１２条ならびに第２０条第１項に定めております株主総会および取締役会の招集権者および議長を取締役社長から代表取締役へ変更するものであります。

２．定款の一部変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行	変更案
第３章　株主総会 第１２条（招集権者及び議長） 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	第３章　株主総会 第１２条（招集権者及び議長） 株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
第４章　取締役及び取締役会 第１６条（員数） 当会社に取締役１０名以内を置く。	第４章　取締役及び取締役会 第１６条（員数） 当会社に取締役１２名以内を置く。
第２０条（取締役会） 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 ２　（条文省略） ３　（条文省略） ４　（条文省略）	第２０条（取締役会） 取締役会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 ２　（現行どおり） ３　（現行どおり） ４　（現行どおり）

３．変更の日程

定款変更のための株主総会開催日　平成３０年６月１４日（木曜日）
定款変更の効力発生日　平成３０年６月１４日（木曜日）

以上